

日バス協業第211号
令和2年7月3日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 三澤 憲一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の
一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について」、別紙のとおり通達がありました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）の一部の施行については、令和2年6月19日付け国総安政第19号をもって国土交通省総合政策局長より通知されました。あわせて、令和2年6月19日から施行された改正法に関連して、基本構想に記載する特定事業の類型として追加された「教育啓発特定事業」の実施にあたり参考となる情報や、移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想の作成に係る各種支援措置等を国総安政第20号通知(1)から(7)のとおりまとめられました。

国土交通省に確認したところ、マスタープラン及び基本構想は、市町村が作成するものであり、施行によりただちに事業者に対応を求めるものではないが、教育啓発特定事業者や心のバリアフリーに関するハンドブック等が追加されたため、改めて周知させていただくとのことです。

つきましては、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願い致します。

【問合せ先】

(公社)日本バス協会業務部 稲田、松浦
電話：03-3216-4014